



県章

滋賀県公報

令和5年(2023年)
3月14日
第392号
火曜日

毎週火・金曜 2回発行

目次 (※印は、県例規集に搭載するもの)

○ 規 則	
※滋賀県青少年の健全育成に関する条例施行規則の一部を改正する規則 (子ども・青少年局)	1
○ 告 示	
※滋賀県狩猟納税証紙の売りさばき人の指定の一部改正 (税政課)	2
地域森林計画の公表 (森林政策課)	2
地域森林計画の変更の公表 (森林政策課)	2
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定障害福祉サービス事業者の指定 (障害福祉課)	2
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定自立支援医療機関の指定 (障害福祉課)	3
道路区域の変更 (道路保全課)	3
○ 公 告	
基本測量実施公告 (監理課)	3
都市計画変更の図書の写しの縦覧公告 (都市計画課)	4
○ 農業農村振興事務所公告	
土地改良区役員退任および就任公告 (東近江)	4
土地改良区役員退任公告 (大津・南部)	5
○ 人事委員会規則	
※職員等の給与の支給等に関する規則および職員の級別職務に関する規則の一部を改正する規則	5
○ 公安委員会規則	
※滋賀県警察の組織に関する規則および滋賀県警察留置施設視察委員会に関する規則の一部を改正する規則 (警務課)	6
※滋賀県地方警察職員の定員の配置に関する規則の一部を改正する規則 (警務課)	8
○ 公安委員会告示	
※滋賀県公安委員会公印規程の一部改正 (警務課)	9
○ 道路公社公告	
琵琶湖大橋有料道路の料金の割引措置の変更公告	10

規 則

滋賀県青少年の健全育成に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月14日

滋賀県知事 三日月 大造

滋賀県規則第7号

滋賀県青少年の健全育成に関する条例施行規則の一部を改正する規則

滋賀県青少年の健全育成に関する条例施行規則 (昭和53年滋賀県規則第10号) の一部を次のように改正する。

第6条第5号中「生活安全課」の右に「もしくは生活安全刑事課」を加える。

付 則

この規則は、令和5年3月16日から施行する。

告 示

滋賀県告示第96号

昭和40年滋賀県告示第359号(滋賀県狩猟税納税証紙の売りさばき人の指定)の一部を次のように改正する。

令和5年3月14日

滋賀県知事 三日月 大造

表中

吉川良雄	近江八幡市上野町230	同	近江八幡市、蒲生郡竜王町の区域
和田恒一	近江八幡市中町49	同	同

を

和田恒一	近江八幡市中町49	同	近江八幡市、蒲生郡竜王町の区域
------	-----------	---	-----------------

に、

一般社団法人滋賀県猟友会	大津市におの浜四丁目1番20号滋賀県林業会館内
--------------	-------------------------

を

一般社団法人滋賀県猟友会	大津市大萱四丁目17番30号滋賀県林業会館内
--------------	------------------------

に改める。

付 則

この告示は、令和5年3月14日から施行する。

滋賀県告示第97号

森林法(昭和26年法律第249号)第5条第1項の規定に基づき湖南地域森林計画(計画期間 令和5年4月1日から令和15年3月31日まで)をたてたので、同法第6条第7項の規定により公表する。

この関係書類は、滋賀県琵琶湖環境部森林政策課、滋賀県西部・南部森林整備事務所、滋賀県甲賀森林整備事務所、滋賀県中部森林整備事務所および湖南森林計画区内の各市町役場に備え置き一般の縦覧に供する。

令和5年3月14日

滋賀県知事 三日月 大造

滋賀県告示第98号

森林法(昭和26年法律第249号)第5条第5項の規定に基づき湖北地域森林計画(計画期間 令和2年4月1日から令和12年3月31日まで)を変更したので、同法第6条第7項の規定により公表する。

この関係書類は、滋賀県琵琶湖環境部森林政策課、滋賀県中部森林整備事務所、滋賀県湖北森林整備事務所、滋賀県西部・南部森林整備事務所高島支所および湖北森林計画区内の各市町役場に備え置き、一般の縦覧に供する。

令和5年3月14日

滋賀県知事 三日月 大造

滋賀県告示第99号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者として、次の者を指定した。

令和5年3月14日

滋賀県知事 三日月 大造

事業所	事業所の	名称	主たる事務所	指定障害福祉	指定年月日	事業所番号
-----	------	----	--------	--------	-------	-------

の名称	所在地		の所在地	サービスの種類		
クオルファーム	守山市播磨田町1503-7	有限会社クオルココ	守山市播磨田町705番地144 第2F U J I ハイツA-102	就労継続支援B型	令和5.3.1	2510700640
たまのおうち	高島市今津町浜分67番地128	医療法人景湖	高島市今津町浜分67番地128	短期入所	令和5.3.1	2512200391

滋賀県告示第100号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第54条第2項の指定自立支援医療機関として、次のものを指定した。

令和5年3月14日

滋賀県知事 三日月 大造

精神通院医療機関

名称	所在地	医療の種類	医師等の氏名	指定年月日
Nアート訪問看護ステーション	栗東市手原二丁目2-1ベ ルヴィ栗東106	訪問看護	-	令和5.3.1

滋賀県告示第101号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、次の道路の区域を変更する。

この関係図面は、令和5年3月14日から令和5年3月28日まで滋賀県土木交通部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和5年3月14日

滋賀県知事 三日月 大造

道路の種類	路線名	道路の区域				
		区間	変更の前後の別	敷地の幅員	延長	備考
県道	下笠大路井線	草津市西大路町字列草915番地先から	変更後	最小 13.8m } 最大 67.0m	197.9m	道路改良工事(迂回路設置)に伴う道路区域の変更
		草津市大路一丁目字列草541番3地先まで		最小 8.0m } 最大 67.0m		
		草津市西大路町字列草915番地先から	変更前	最小 8.0m } 最大 67.0m	182.7m	
		草津市大路一丁目字列草541番3地先まで				

公 告

基本測量実施公告

測量法(昭和24年法律第188号)第14条第1項の規定により、国土交通省国土地理院長から基本測量の実施について

次のとおり通知があった。

令和5年3月14日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 作業の種類 基本測量(電子基準点測量)
- 2 作業の地域 大津市全域、彦根市全域、長浜市全域、甲賀市全域、野洲市全域、高島市全域、東近江市全域
- 3 作業の期間 令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

都市計画変更の図書の写しの縦覧公告

近江八幡市が令和5年3月14日に変更した近江八幡八日市都市計画地区計画に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定に基づき次の場所において公衆の縦覧に供する。

令和5年3月14日

滋賀県知事 三日月 大造

図書の縦覧場所

滋賀県土木交通部都市計画課 大津市京町四丁目1番1号

滋賀県東近江土木事務所管理調整課 東近江市八日市緑町7番23号

農業農村振興事務所公告

土地改良区役員退任および就任公告

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第17項の規定により、近江八幡西部土地改良区から次のとおり役員が退任および就任した旨の届出があった。

令和5年3月14日

滋賀県東近江農業農村振興事務所長 鋒 山 和 幸

1 退任

理事および監事の別	氏名	住所
理事	浅田 壤太郎	近江八幡市池田本町779番地
〃	岡野 時男	同 市佐波江町202番地
〃	松本 敏男	同 市東川町519番地
〃	坪田 豊一	同 市江頭町832番地
〃	梅村 和夫	同 市十王町795番地
〃	村井 敏数	同 市小田町167番地
〃	仲江 九市	同 市野村町1410番地
〃	井狩 篤士	同 所2080番地9
〃	川村 吉雄	同 市田中江町524番地
〃	北川 昇	同 市東町263番地
〃	松浦 貞明	同 市安養寺町779番地
〃	武山 定雄	同 市森尻町51番地
〃	岡谷 貞佳	同 市中小森町562番地
〃	松本 春男	同 市赤尾町350番地2
〃	小林 三男	同 市日吉野町356番地
〃	村井 長治郎	同 市馬淵町1795番地
〃	蒲生 一明	同 所1030番地
〃	小川 廣司	同 市千僧供町394番地
〃	村地 清広	同 市倉橋部町109番地
〃	川部 長夫	同 市浄土寺町275番地1
監事	太田 芳隆	同 市小田町225番地
〃	伴 和夫	同 市益田町274番地
〃	中村 富雄	同 市馬淵町555番地

2 就任

理事および監事の別	氏名	住所
理事	坪田豊一	近江八幡市江頭町832番地
〃	木村正善	同 市十王町372番地
〃	村井敏数	同 市小田町167番地
〃	仲江九市	同 市野村町1410番地
〃	井狩篤士	同 所2080番地9
〃	中塚靖彦	同 市佐波江町45番地
〃	川村稔	同 市中江町231番地
〃	荒川雅男	同 市竹町395番地
〃	浅田壤太郎	同 市池田本町779番地
〃	野々村静雄	同 市安養寺町784番地
〃	山本義和	同 市古川町451番地
〃	岡谷貞佳	同 市中小森町562番地
〃	松本春男	同 市赤尾町350番地2
〃	小林正司	同 市日吉野町423番地
〃	中江定親	同 市馬淵町523番地
〃	村井孝司	同 所2454番地
〃	小川廣司	同 市千僧供町394番地
〃	村地清広	同 市倉橋部町109番地
〃	塚本久男	同 市新巻町70番地
〃	山本光男	同 市東川町502番地
監事	田畑利彦	同 市野村町1391番地
〃	武山定雄	同 市森尻町51番地
〃	竹岡延良	同 市倉橋部町133番地

土地改良区役員退任公告

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第17項の規定により、金勝川水系土地改良区から次のとおり役員が退任した旨の届出があった。

令和5年3月14日

滋賀県大津・南部農業農村振興事務所長 小森信明

理事および監事の別	氏名	住所
理事	野村昌弘	栗東市安養寺五丁目7番2号

人事委員会規則

職員等の給与の支給等に関する規則および職員の級別職務に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和5年3月14日

滋賀県人事委員会委員長 池田美幸

滋賀県人事委員会規則第1号

職員等の給与の支給等に関する規則および職員の級別職務に関する規則の一部を改正する規則

(職員等の給与の支給等に関する規則の一部改正)

第1条 職員等の給与の支給等に関する規則(昭和32年滋賀県人事委員会規則第5号)の一部を次のように改正する。

別表第1 警察の項中 「捜査支援分析室長 科学捜査研究所長 機動捜査隊長」 を 「特殊詐欺対策室長 科学捜査研究所長」 に、「厚生管理官」を「留置管理官」に改める。

(職員等の級別職務に関する規則の一部改正)

第2条 職員の級別職務に関する規則(昭和61年滋賀県人事委員会規則第18号)の一部を次のように改正する。

別表2警察職給料表の表中 「取調べ監督室長 留置管理官
術科指導官 を 取調べ監督室長 に、「捜査支援分析室長」を「特殊詐欺対策
留置管理官 」 術科指導官 」
「科学捜査研究所長
室長」に、 機動捜査隊長 」 を「科学捜査研究所長」に改める。

付 則

この規則は、令和5年3月16日から施行する。

公安委員会規則

滋賀県警察の組織に関する規則および滋賀県警察留置施設視察委員会に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月14日

滋賀県公安委員会委員長 北 村 嘉 英

滋賀県公安委員会規則第1号

滋賀県警察の組織に関する規則および滋賀県警察留置施設視察委員会に関する規則の一部を改正する規則
(滋賀県警察の組織に関する規則の一部改正)

第1条 滋賀県警察の組織に関する規則(昭和35年滋賀県公安委員会規則第1号)の一部を次のように改正する。

第4条に次の3号を加える。

- (6) 警察装備に関すること。
- (7) 服制に関すること。
- (8) 警察有線通信の使用管理に関すること。

第5条第14号を次のように改める。

- (14) 留置施設に関すること。

第5条中第15号を削り、第16号を第15号とし、第17号を削り、第18号を第16号とし、第19号を第17号とする。

第6条に次の1号を加える。

- (9) 電話交換の業務に関すること。

第7条第4号中「、発送および印刷」を「および発送」に改める。

第9条第6号を削る。

第16条を削る。

第17条中「5課、1所および1隊」を「6課および1所」に、「刑事企画課」を「刑事企画課 捜査支援分析課」に改め、

「機動捜査隊」を削り、同条を第16条とする。

第17条の2中第4号から第6号までを削り、同条第7号を同条第4号とし、同条第8号を同条第5号とし、同条第9号を同条第6号とし、同条を第17条とし、同条の次に次の1条を加える。

(捜査支援分析課の分掌事務)

第17条の2 捜査支援分析課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 犯罪統計に関すること。
- (2) 犯罪情報の分析および捜査支援に関すること。
- (3) 犯罪手口に関すること。
- (4) 機動捜査に関すること。
- (5) 重要事件の初動捜査の実施に関すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、特に命ぜられた犯罪の捜査等に関すること。

第19条第1号中「こと」の右に「(組織犯罪対策課の所掌に属するものを除く。)」を加える。

第20条第14号を同条第15号とし、同条第13号の次に次の1号を加える。

- (14) 知能的犯罪の捜査に関する事務のうち、特殊な捜査手法が必要となる詐欺および電子計算機使用詐欺ならびにこれに関連して行われる犯罪の捜査に関すること。

第23条を次のように改める。

第23条 削除

第31条中「2課」を「3課」に、「警備第二課」を「警備第二課 警衛対策課」に改める。

第33条第5号中「警衛」の右に「(警衛対策課の所掌に属するものを除く。)」を加え、同条の次に次の1条を加える。

(警衛対策課の分掌事務)

第33条の2 警衛対策課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 警衛(警備第二課の所掌に属するものを除く。)に関する事。
- (2) 前号に掲げるもののほか、特に命ぜられた業務の実施に関する事。

第34条の4の見出し中「捜査支援分析室」を「特殊詐欺対策室」に改め、同条第1項中「刑事企画課」を「組織犯罪対策課」に、「捜査支援分析室」を「特殊詐欺対策室」に改め、同条第2項中「捜査支援分析室」を「特殊詐欺対策室」に、「第17条の2第4号から第6号まで」を「第20条第14号」に改める。

第38条の2第1項中「捜査支援分析室」を「特殊詐欺対策室」に、「捜査支援分析室長」を「特殊詐欺対策室長」に改め、同条第2項中「国際犯罪対策室長」を「特殊詐欺対策室長」に改め、同条第5項中「捜査支援分析室長」を「特殊詐欺対策室長」に、「捜査支援分析室」を「特殊詐欺対策室」に改める。

第40条の見出しならびに同条第1項および第2項中「および会計指導官」を「、会計指導官および装備管理官」に改め、同条に次の1項を加える。

5 装備管理官は、命を受けて装備、服制および有線通信の使用管理に関する事務をつかさどる。

第41条の見出しおよび同条第1項中「装備管理官、総合施策官」を「総合施策官、留置管理官」に改め、同条第2項中「装備管理官は、警視の階級にある警察官または一般職員を、」を削り、「総合施策官」の右に「、留置管理官」を加え、同条第3項を削り、同条第4項を同条第3項とし、同項の次に次の1項を加える。

4 留置管理官は、命を受けて留置施設に関する事務をつかさどる。

第43条の見出し中「留置管理官および」を削り、同条第1項中「留置管理官を置く」を「監察調査官を置くことができる」に改め、同条第2項を削り、同条第3項中「留置管理官および」を削り、同項を同条第2項とし、同条第4項を削り、同条第5項を同条第3項とする。

第49条第3項中「事務」の右に「(第20条第14号の事務を除く。)」を加える。

第67条第1項中「または署所在地」を「、署所在地または検問所」に改める。

別表の2交番の表滋賀県米原警察署の部中

米原駅前交番	米原市米原436番地6	米原市のうち 梅ヶ原、梅ヶ原栄、米原、米原西、上多良、中多良、中多良一丁目、同二丁目、下多良、下多良一丁目から同三丁目まで、朝妻筑摩、磯、入江
--------	-------------	--

を

米原駅前交番	米原市米原436番地6	米原市のうち 梅ヶ原、梅ヶ原栄、米原、米原西、上多良、中多良、中多良一丁目、同二丁目、下多良、下多良一丁目から同三丁目まで、朝妻筑摩、磯、入江
近江長岡交番	米原市長岡1131番地3	米原市のうち 長久寺、柏原、清滝、梓河内、須川、大野木、西山、長岡、万願寺、菅江、北方、志賀谷、山室、大鹿、本郷、堂谷、小田、間田、井之口、村居田、野一色、鳥脇、坂口、朝日、夫馬、市場、本市場、天満、池下、甲津原、曲谷、甲賀、吉槻、上板並、下板並、大久保、小泉、太平寺、伊吹、上野、弥高、春照、高番、杉澤、村木、大清水、藤川、上平寺

に改め、別

表の4警察官駐在所の表滋賀県米原警察署の部中柏原警察官駐在所、東黒田警察官駐在所、大原警察官駐在所および伊吹警察官駐在所の項を削り、別表に次の表を加える。

6 検問所

所属	名称	位置
米原警察署	柏原検問所	米原市柏原368番地1

(滋賀県警察留置施設視察委員会に関する規則の一部改正)

第2条 滋賀県警察留置施設視察委員会に関する規則(平成19年滋賀県公安委員会規則第7号)の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「滋賀県警察本部警務部監察官室長」を「滋賀県警察本部警務部警務課長」に改める。

第4条第2項中「滋賀県警察本部警務部監察官室」を「滋賀県警察本部警務部警務課」に改める。

付 則

この規則は、令和5年3月16日から施行する。ただし、第1条の規定中別表の2滋賀県米原警察署の部近江長岡交番の項を加える改正規定ならびに別表の4滋賀県米原警察署の部柏原警察官駐在所の項、東黒田警察官駐在所、大原警察官駐在所および伊吹警察官駐在所の項を削る改正規定ならびに別表の6を加える改正規定は、同月17日から施行する。

滋賀県地方警察職員の定員の配置に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月14日

滋賀県公安委員会委員長 北 村 嘉 英

滋賀県公安委員会規則第2号

滋賀県地方警察職員の定員の配置に関する規則の一部を改正する規則

滋賀県地方警察職員の定員の配置に関する規則(昭和29年滋賀県公安委員会規則第2号)の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表

警 察 職 員 定 員 配 置 表

所 属 別		区 分	警 察 官	一 般 職 員	合 計
警 察 本 部	警 務 部	総 務 課	8	4	12
		会 計 課	5	29	34
		警 務 課	85	25	110
		企 画 教 養 課	11	1	12
		警 察 県 民 セ ン タ ー	8	5	13
		情 報 管 理 課	9	18	27
		厚 生 課	1	10	11
		監 察 官 室	11		11
	生 活 安 全 部	生 活 安 全 企 画 課	20	4	24
		地 域 課	19	5	24
		通 信 指 令 課	24	1	25
		少 年 課	18	11	29
		生 活 環 境 課	16		16
		サイバー犯罪対策課	23	2	25
		機 動 警 察 隊	41	1	42
	刑 事 部	刑 事 企 画 課	11	1	12
		捜 査 支 援 分 析 課	33	2	35
		捜 査 第 一 課	55	2	57
		捜 査 第 二 課	31	1	32
		組 織 犯 罪 対 策 課	45	4	49
鑑 識 課		21	8	29	
	科 学 捜 査 研 究 所	1	20	21	
	交 通 企 画 課	12	3	15	

交通 部	交通規制課	11	7	18
	交通指導課	24	5	29
	運転免許課	25	37	62
	交通機動隊	21	1	22
	高速道路交通警察隊	75	2	77
警備 部	警備第一課	67	3	70
	警備第二課	17	3	20
	警衛対策課	15		15
	機動隊	36	1	37
警察学校		103	3	106
小計		902	219	1,121
警 察 署	大津	257	13	270
	草津	193	11	204
	守山	103	7	110
	甲賀	124	9	133
	近江八幡	94	6	100
	東近江	145	8	153
	彦根	128	8	136
	米原	63	4	67
	長浜	100	6	106
	木之本	37	4	41
	高島	58	5	63
	大津北	78	7	85
	小計		1,380	88
合計		2,282	307	2,589

付 則

この規則は、令和5年3月16日から施行する。

公 安 委 員 会 告 示

滋賀県公安委員会告示第24号

滋賀県公安委員会公印規程（昭和34年滋賀県公安委員会告示第6号）の一部を次のように改正する。

令和5年3月14日

滋賀県公安委員会委員長 北 村 嘉 英

別表安全運転（副安全運転）管理者証および駐車監視員資格者証専用印の項中「安全運転（副安全運転）管理者証および」および「安全運転管理事務および」を削り、「確認事務」を「放置車両確認事務」に改め、同表運転免許証専用印の項中「」を「」に改め、同表国外運転免許証専用印の項中

「

28	28
----	----

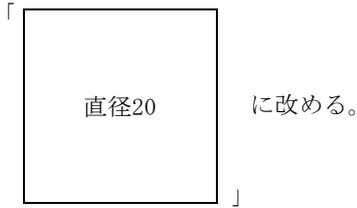
」を「

直径28

」に、同表同上の項中「

20	20
----	----

」を



付 則

この告示は、公布の日から施行する。

道 路 公 社 公 告

琵琶湖大橋有料道路の料金の割引措置の変更公告

道路整備特別措置法(昭和31年法律第7号)第25条第1項に基づき、琵琶湖大橋有料道路の料金の割引措置の変更を次のとおり公告する。

令和5年3月14日

滋賀県道路公社理事長 嶋 寺 源 一

1 変更後の料金の割引措置 障害者割引については、以下のとおりとする。

イ 割引をする自動車 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第4項の規定により交付されている身体障害者手帳または療育手帳制度要綱(昭和48年9月27日厚生省発児第156号厚生事務次官通知「療育手帳制度について」別紙)の定めるところにより交付を受けている療育手帳(以下「手帳」という。)に、社会福祉法(昭和26年法律第45号)第14条に基づく福祉に関する事務所(市町村および特別区が設置したものに限る。)もしくは当該事務所を設置していない町村または会社および他の有料道路事業者が共同で設ける申込窓口において、以下の(イ)または(ロ)の要件を満たすものとして、滋賀県道路公社が別に定めるところにより事前に自動車登録番号または車両番号等必要事項の記載の手続がなされた自動車

(イ) 手帳の交付を受けている者が、手帳を携行して自ら運転する自動車のうち日常生活の用に供され、本人またはその親族等が所有する自動車(営業用の自動車を除く。)で、滋賀県道路公社が別に定めるもの

(ロ) 手帳の交付を受けている者のうち、重度の障害を持つ者として身体障害者福祉法施行規則(昭和25年厚生省令第15号)別表第5号に定める障害の等級または「療育手帳制度の実施について」(昭和48年9月27日児発第725号厚生省児童家庭局長通知)の第三に定める障害の程度に基づき滋賀県道路公社が別に定める者(以下「重度障害者」という。)が手帳を携行して乗車し、その移動のために本人以外の者が運転する自動車のうち日常生活の用に供され、当該重度障害者またはその親族等が所有する(これらの者がこれらの自動車を所有していない場合にあつては当該重度障害者を継続して日常的に介護している者が所有する)自動車(営業用の自動車を除く。)で、滋賀県道路公社が別に定めるもの

また、上記(イ)または(ロ)の要件を満たす自動車以外の自動車であっても、滋賀県道路公社が別に定めるものについては、滋賀県道路公社が別に定めるところにより本割引を適用するものとする。

ロ 割引率および支払方法 割引率は5割以内とし、支払方法は現金またはE T Cシステム(有料道路自動料金収受システムを使用する料金徴収事務の取扱いに関する省令(平成11年建設省令第38号。以下「省令」という。)第1条に規定する有料道路自動料金収受システムをいう。以下同じ。)の利用による納付とする。

なお、E T Cシステムの利用による納付については、滋賀県道路公社が別に定めるところにより事前に登録がなされたE T Cカード(省令第4条第1項第1号に規定する識別カードをいう。)と車載器(省令第4条第1項第1号に規定する車載器をいう。)をともに使用する場合に限るものとする。

注 滋賀県道路公社が別に定めるものとは、「有料道路における障害者割引措置実施要領」(平成15年7月30日)をいう。

2 実施年月日 令和5年3月27日